

阿部長治控訴人本人尋問・小澤薫新潟県立大講師の尋問を求める要請書

【 要請趣旨 】

新潟県は、寒冷地、積雪地であり、防寒着、暖房、除雪などの費用が、首都圏などとは比べ余分にかかります。また、大都市圏と比べ公共交通機関が不便であり、買い物や親族・友人らとの交流のために、交通費も余分に必要です。さらに、大都市圏と比べ地方特有の親族、近所のつき合いが濃く、冠婚葬祭やお見舞いなどにお金を出せないと、人間関係が希薄になり、社会から孤立する傾向があります。

こうした高齢者の地域特有の事情は、「年齢別、所在地域別需要」として、生活保護の基準の改訂の際、必ず考慮することが義務付けられていました（生活保護法8条2項）。しかし、厚生労働大臣は、「最初に廃止ありき」で全く「所在地域別需要」を考慮しませんでした。これは、明らかに違憲・違法です。

新潟県立大学講師の小澤薫氏が加算廃止後の新潟市の対象者の生活実態を調査したところ、食費、暖房費を含む光熱費などを負担に感じ可能な限り切り詰めている、降雪・積雪のため、除雪作業や買い物、ごみ出しなどに困っている（お金がなく有償サービスを利用できない）、親族との行き来が少なく、お正月をひとりで過ごした人が多いこと等が、明らかになりました。

控訴人阿部長治（88歳）も、寒い冬に灯油代を節約、戸外で除雪をせざるを得ない上、積雪のあるバス通りを自転車で買い物に行かざるを得ず、不意に訪れる親族の葬儀に備えるため社会福祉協議会から借入れをし保護費をその返済に充てる等、厳しい生活を強いられています。

裁判所には、このような新潟市の対象者の老齢加算廃止後の生活実態を証明し、「所在地域別需要」の不考慮が深刻な事態をもたらしていることを実感していただくため、是非とも小澤講師、阿部控訴人の証言に耳を傾けられるよう重ねて要請いたします。

【 要請項目 】

小澤薫新潟県立大講師の証人尋問・阿部長治控訴人の本人尋問を採用すること。

氏名	住所

連絡先 新潟生存権裁判を支える会 新潟市中央区万代Ⅰ-2-6-403 025-241-0288

生存権裁判を支援する全国連絡会 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階 03-3354-7431

取扱い団体